

桶川市地域防災計画

令和5年3月

桶川市防災会議

[目 次]

共通編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第1 趣旨	1
第2 計画の策定体制	1
第3 計画の効果的推進	2
第4 防災対策の基本方針	3
第5 計画の用語	4
第2節 桶川市の概況	5
第1 位置・地勢	5
第2 気象	5
第3 人口	6
第4 土地利用と都市基盤	7
第3節 過去の災害履歴	9
第1 風水害	9
第2 地震	11
第3 大規模事故	14
第4節 災害の想定	15
第1 水害	15
第2 地震	16
第3 その他の災害	20
第5節 防災ビジョン	21
第1 自助・共助による地域防災力の強化	21
第2 人的被害軽減にむけた防災・減災体制の強化	21
第3 大規模広域災害への対応力の強化	22
第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	23
第1 市・広域行政組織	23
第2 県	24
第3 指定地方行政機関	25
第4 自衛隊	27
第5 指定公共機関・指定地方公共機関	27
第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	29
第7節 市民及び事業所の防災における役割	30
第1 市民	30
第2 事業所	31
第8節 地区防災計画	32

第2章 災害予防計画	33
第1節 防災組織整備計画	33
第1 桶川市防災会議	33
第2 桶川市災害警戒本部	33
第3 桶川市災害対策本部	34
第4 防災関係機関	35
第5 応急活動体制の整備	36
第6 応援協力体制	37
第7 公共的団体等との協力体制の確立	38
第8 自主防災組織の整備	38
第9 消防団の活動体制の整備	40
第10 事業所等の防災組織の整備	40
第11 災害ボランティア活動の環境整備	41
第2節 防災教育計画	43
第1 市職員に対する防災教育	43
第2 市民に対する防災教育	43
第3 学校等における防災教育	45
第4 事業所等における防災教育	45
第3節 防災訓練計画	46
第1 目的	46
第2 市の行う防災訓練	46
第3 地域における防災訓練	47
第4節 防災活動拠点等整備計画	48
第1 防災活動拠点の整備	48
第2 緊急輸送ネットワークの整備	49
第5節 災害情報体制の整備計画	51
第1 通信設備の現況	51
第2 情報通信設備の安全対策	52
第3 情報収集伝達体制の整備	52
第6節 避難予防対策	54
第1 避難予防対策の策定	54
第2 発災前の避難決定及び市民への情報提供	55
第3 避難場所・避難所の整備	55
第4 防災上重要な施設の避難計画	59
第5 学校等の避難計画	59
第6 事業者による従業員等の安全確保	61
第7節 物資及び資機材等の備蓄計画	62
第1 備蓄の留意点	62
第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備	62

第3 防災用資機材の備蓄	68
第4 医療品等の確保	68
第5 石油類燃料の調達・確保	69
第6 物資調達・輸送に関する訓練の実施	69
第8節 医療体制等の整備計画	70
第1 初期医療体制の整備	70
第2 後方医療体制の整備	70
第3 応援医療体制の整備	71
第9節 水害予防計画	72
第1 河川改修事業の促進	72
第2 下水道の整備	72
第3 雨水流出抑制施設の整備	72
第4 地盤沈下対策	72
第5 市民の水防への関心の喚起	72
第6 重要水防箇所の監視	73
第10節 龍巻等突風予防計画	74
第1 龍巻の発生、対処に関する知識の普及	74
第2 被害予防対策	74
第3 龍巻等突風対処体制の確立	74
第4 情報収集・伝達手段の整備	74
第5 適切な対処法の普及	75
第11節 雪害予防計画	76
第1 道路交通の確保	76
第2 公共交通の確保	76
第3 通信及び電力供給の確保	76
第4 その他	76
第12節 火災予防計画	77
第1 消防力の強化	77
第2 火災発生原因の制御	78
第3 市民・事業所の火災予防活動の展開	79
第13節 危険物等灾害予防計画	81
第1 危険物施設	81
第2 高圧ガス施設（液化石油ガス法対象施設に限る）	81
第14節 文化財災害予防計画	83
第1 文化財の現況	83
第2 文化財の災害予防対策	83
第15節 農作物被害予防計画	85
第1 凍霜害等の予防対策	85
第2 営農基盤の防災力の強化	85

第16節 道路災害予防計画	86
第1 道路の安全確保	86
第2 情報の収集・連絡	86
第3 災害応急体制の整備	87
第4 緊急輸送活動体制の整備	87
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え.....	87
第17節 防災都市づくり計画	88
第1 防災都市づくりの基本	88
第2 オープンスペース等の確保	88
第3 風水害に強い都市づくり	89
第4 地震に強い都市づくり	91
第5 土砂災害の予防	93
第18節 要配慮者安全確保計画	94
第1 要配慮者等に係る定義	94
第2 在宅の避難行動要支援者対策	94
第3 社会福祉施設入所者等の対策	98
第4 外国人への対策	100
第19節 帰宅困難者対策	102
第1 帰宅困難者の定義	102
第2 帰宅困難者数の想定	102
第3 帰宅困難者支援体制の強化	102
第20節 被災者支援体制確保計画	104
第1 危険度判定体制の整備	104
第2 被災者台帳作成体制の整備	104
第3 罹災証明書等発行体制の整備	104
第4 被災者支援業務の共通化	104
第21節 原子力災害予防計画	105
第1 放射能に関する適切な知識の普及	105
第2 モニタリング体制の充実	105

風水害対策編

第1章 風水害応急対策計画	107
第1節 職員動員配備計画	107
第1 職員の配備体制	107
第2 職員の動員体制	108
第3 警戒体制の内容	109
第4 緊急・非常体制の内容	110
第2節 自主防災活動計画	117
第1 市民の行動	117

第 2	自主防災組織の活動	118
第 3	事業所の活動	118
第3節	事前措置及び応急措置等計画	120
第 1	事前措置等	120
第 2	応急措置	120
第 3	従事命令	121
第 4	損害補償	121
第4節	災害救助法適用計画	122
第 1	実施機関	122
第 2	救助法の適用基準	122
第 3	救助法の適用要請等	123
第 4	救助法による救助の種類と実施者	123
第5節	気象情報等伝達計画	124
第 1	特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準等	124
第 2	特別警報・警報・注意報等の伝達	131
第 3	異常現象発見時の通報	134
第6節	被害情報収集・報告計画	135
第 1	被害状況等の情報連絡系統	135
第 2	風水害時に収集すべき情報	136
第 3	情報収集体制の整備等	137
第 4	情報の収集	137
第 5	情報の整理・分析	139
第 6	情報の報告	140
第7節	通信機器利用計画	145
第 1	災害情報連絡系統の明確化等	145
第 2	災害情報通信に使用する通信施設	145
第 3	非常電報及び緊急電報の利用	146
第 4	災害時優先電話の利用	146
第 5	災害情報通信のための通信施設の優先使用	146
第 6	非常通信の利用	146
第 7	アマチュア無線施設の利用	148
第 8	すべての通信が途絶した場合の災害通信	148
第8節	広報広聴計画	149
第 1	災害広報資料の収集等	149
第 2	市民への広報活動	149
第 3	報道機関への放送要請等	151
第 4	広聴活動	151
第9節	水防計画	153
第 1	重要水防箇所の現況	153

第 2 水防警報・洪水予報	153
第 3 河川等の監視・警戒	155
第 4 水防活動	155
第 5 応援要請	157
第 10 節 土砂災害対応計画	161
第 1 土砂災害警戒情報	161
第 2 情報の収集・伝達	161
第 3 避難指示等の発令	161
第 4 避難誘導	162
第 5 二次災害の防止	162
第 11 節 道路応急対策計画	163
第 1 交通応急対策	163
第 2 交通規制対策	164
第 3 緊急通行車両等の確認	166
第 12 節 避難計画	167
第 1 市民の自主避難	167
第 2 避難指示	167
第 3 警戒区域の設定	172
第 4 避難行動に対する支援	173
第 5 避難所の開設・運営	174
第 6 避難所の縮小・閉鎖	179
第 7 広域避難・広域一時滞在	180
第 8 救助法適用時の費用等	180
第 13 節 救急救助・医療救護計画	181
第 1 救急・救助	181
第 2 傷病者の搬送	182
第 3 医療・助産	182
第 4 保健衛生	184
第 14 節 安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	186
第 1 安否不明者の搜索	186
第 2 遺体の処理	187
第 3 遺体の埋・火葬	188
第 4 救助法適用時の費用等	189
第 15 節 要配慮者等の安全確保対策	191
第 1 避難行動要支援者の安全確保	191
第 2 社会福祉施設入所者等の安全確保	193
第 3 外国人の安全確保	194
第 16 節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	195
第 1 飲料水の供給	195

第 2 食料の供給	196
第 3 生活必需品等の供給	197
第 4 国によるプッシュ型支援への対応	198
第 5 救助法適用時の費用等	198
第17節 住宅対策計画	200
第 1 応急危険度判定・被災度区分判定	200
第 2 応急住宅の供給	201
第 3 被災住宅の応急修理	203
第 4 救助法適用時の費用等	203
第18節 文教・保育対策計画	204
第 1 学校の応急対策	204
第 2 文化財の応急対策	206
第 3 保育・療育施設の応急対策	207
第19節 障害物除去計画	209
第 1 住宅関係障害物の除去	209
第 2 道路等の障害物の除去	209
第20節 緊急輸送計画	211
第 1 輸送の基本方針	211
第 2 陸上輸送	211
第 3 航空輸送	212
第 4 集積場所及び要員の確保	212
第 5 救助法適用時の費用等	213
第21節 労務要員等確保計画	214
第 1 労務供給計画	214
第 2 ボランティア受入対策	215
第22節 自衛隊災害派遣要請計画	217
第 1 災害派遣要請の範囲	217
第 2 災害派遣要請の要求	217
第 3 派遣部隊の受入体制の確保	218
第 4 経費の負担区分	219
第23節 環境衛生計画	221
第 1 廃棄物処理計画	221
第 2 防疫活動	223
第 3 食品衛生監視	224
第 4 動物愛護	224
第24節 県防災ヘリコプター出場要請計画	226
第 1 応援要請の範囲等	226
第 2 応援出場要請方法	227
第 3 経費の負担	227

第25節 農業災害対策計画	228
第1 注意報及び警報の伝達	228
第2 農業災害対策	228
第3 畜産災害対策	228
第26節 帰宅困難者支援対策	230
第1 情報提供等	230
第2 一時滞在施設の開設・運営	231
第3 帰宅行動への支援	231
第4 事業所等の対応	232
第5 災害救助法の適用	232
第27節 龍巻等突風対応計画	233
第1 情報伝達	233
第2 救助の適切な実施	233
第3 がれき処理	233
第4 避難所の開設・運営	233
第5 応急住宅対策	233
第6 道路の応急復旧	233
第28節 雪害対応計画	234
第1 活動体制の確立	234
第2 交通確保・緊急輸送活動	234
第3 除雪の実施	234
第4 市民及び道路利用者への広報	234
第2章 災害復旧復興対策計画	235
第1節 災害復旧計画	235
第1 災害復旧事業計画の作成	235
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	235
第3 災害復旧事業の実施	237
第2節 災害復興計画	238
第1 復興に関する事前の取組の推進	238
第2 災害復興対策本部の設置	238
第3 災害復興計画の策定	238
第4 災害復興事業の実施	238
第3節 生活再建等の支援計画	240
第1 被災者の生活確保	240
第2 被災者台帳・罹災証明書・被災証明書	240
第3 被災者への融資等	241
第4 被災者生活再建支援制度	247
第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	249
第6 義援（見舞）金品の受入・配分計画	252

震災対策編

第1章 震災応急対策計画	255
第1節 職員動員配備計画	255
第1 職員の配備体制	255
第2 職員の動員体制	255
第3 警戒体制の内容	256
第4 非常体制の内容	256
第2節 自主防災活動計画	258
第1 市民の行動	258
第2 自主防災組織の活動	258
第3 事業所の活動	259
第3節 被害情報収集・報告計画	260
第1 被害状況等の情報連絡系統	260
第2 地震情報の収集伝達	260
第3 情報収集体制の整備等	260
第4 情報の収集	260
第5 情報の整理・分析	260
第6 情報の報告	261
第4節 通信機器利用計画	262
第5節 広報広聴計画	263
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	264
第7節 県防災ヘリコプター出場要請計画	264
第8節 労務要員等確保計画	264
第9節 災害救助法適用計画	264
第10節 水防計画	264
第11節 消防活動計画	265
第1 地震火災の特徴及びその対処	265
第2 市の活動体制の確立	265
第3 災害情報の収集・連絡等	265
第4 消防団による消防活動	266
第5 自主防災組織の活動	266
第6 市民の活動	267
第7 他の消防機関に対する応援要請	267
第12節 救急救助・医療救護計画	269
第13節 避難計画	269
第14節 道路応急対策計画	270
第1 被害状況の把握等	270
第2 運転者のとるべき措置	270
第15節 緊急輸送計画	272

第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	272
第17節 帰宅困難者支援対策	272
第18節 安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画.....	272
第19節 障害物除去計画	273
第20節 環境衛生計画	273
第21節 住宅対策計画	273
第22節 ライフライン等応急対策計画	274
第1 水道施設の応急対策 (桶川北本水道企業団)	274
第2 下水道施設の応急対策 (市)	274
第3 道路の応急対策 (市)	274
第4 電気・ガス・通信・交通施設の応急対策 (各事業者)	274
第5 その他公共施設等 (市・各事業者)	274
第23節 文教・保育対策計画	276
第1 学校の震災対策	276
第2 社会教育施設等の震災対策	277
第3 保育・療育施設の応急対策	278
第24節 要配慮者等の安全確保対策	279
第25節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	280
第1 趣旨	280
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	280
第3 地震発生後の対応	282
第2章 災害復旧復興対策計画	283
第1節 災害復旧計画	283
第2節 災害復興計画	283
第3節 生活再建等の支援計画	283
第3章 最悪事態 (シビアコンディション) への対応	284
第1 シビアコンディションを設定する目的.....	284
第2 シビアコンディションへの対応	284
第3 シビアコンディションの共有と取組の実施.....	284
① 命を守るのは「自分」が基本 ~大震災では家具が凶器になります~	285
② 支援者の犠牲はあってはならない	286
③ 火災から命を守る	287
④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇	288
⑤ その時、道路は通れない	289
⑥ デマやチェーンメールは新たな災害	290
⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応	291
⑧ 危険・不便な首都圏からの避難	292
⑨ 助かった命は守り通す	293
⑩ 食料が届かない	294

⑪ 災害の連鎖を防止せよ	295
--------------------	-----

事故災害対策編

第1章 事故災害応急対策計画	297
第1節 基本方針	297
第2節 火災対策計画	298
第1 市の活動体制の確立	298
第2 災害情報の収集・連絡等	298
第3 消防団による消防活動	298
第4 自主防災組織による消防活動	299
第5 他の消防機関に対する応援要請	299
第3節 危険物等災害対策計画	301
第1 危険物等災害応急対策	301
第2 高圧ガス災害応急対策	301
第3 サリン等による人身被害対策	302
第4 火薬類災害応急対策	303
第5 毒物・劇物災害応急対策	303
第4節 放射線関係事故災害対策計画	304
第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策	304
第2 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策	310
第3 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策	312
第5節 道路災害対策計画	313
第1 発災直後の情報収集等	313
第2 活動体制の確立	314
第3 消火活動	314
第4 緊急輸送活動	314
第5 危険物流出時の応急対策	314
第6 道路施設の応急復旧活動	315
第7 的確な情報伝達活動	315
第8 道路災害からの復旧	315
第6節 鉄道・航空災害対策計画	316
第1 職員の非常参集	316
第2 災害対策本部の設置	316
第3 災害現場周辺の住民の避難	316
第4 救出、救助、医療救護、救急搬送	316
第5 消火活動	316
第6 救護所・一時滞在施設の開設	316
第7 被害状況の報告	316
第8 応援要請	316

第7節 火山噴火降灰災害対応計画	317
第1 応急活動体制の確立	317
第2 情報の収集・伝達	317
第3 警備・交通規制	317
第4 避難所の開設・運営	318
第5 医療救護	318
第6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	318
第7 農業者への支援	318
第8 降灰の処理	318
第9 広域避難・広域一時滞在	318
第2章 災害復旧復興対策計画	319
第1節 災害復旧計画	319
第2節 災害復興計画	319
第3節 生活再建等の支援計画	319

複合災害対策編

第1章 複合災害予防・事前計画	321
第1 複合災害に関する防災知識の普及	321
第2 複合災害発生時の被害想定の実施	322
第3 防災施設の整備等	322
第4 非常時情報通信の整備	322
第5 避難対策	322
第6 災害医療体制の整備	322
第7 災害時の要配慮者対策	322
第8 緊急輸送体制の整備	322
第2章 複合災害応急対策	323
第1 情報の収集・伝達	323
第2 交通規制	323
第3 道路の修復	323
第4 避難所の再配置	323

応援・受援対策編

第1章 応援体制整備計画	325
第1節 事前対策計画	325
第1 広域応援体制の整備	325
第2 広域支援拠点の確保	325
第3 広域応援要員派遣体制の整備	325
第4 広域避難受入体制の整備	326
第5 被害の極小化による活動余力づくり	326

第2節 応援対策	327
第1 広域応援調整	327
第2 広域応援職員の派遣	327
第3 広域避難の支援	327
第2章 受援整備計画	329
第1節 事前対策計画	329
第1 受援体制の整備	329
第2節 受援対策	331
第1 受援対象業務	331
第2 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	332
第3 受援シートの作成及び活用	334
第3節 応援協力要請計画	336
第1 応援要請の判断基準	336
第2 相互応援協定及び覚書等に基づく要請	336
第3 他市町村長への応援要求	336
第4 県知事等への応援要請等	336
第5 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	337
第6 他市町村長等への広域一時滞在の協議	338
第3章 広域災害復旧・復興支援計画	339
第1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	339
第2 遺体の埋・火葬支援	339
第3 生活支援	339

